

一般社団法人日本健康教育学会 役員選挙規程

(目的)

第1条 この規定は、定款第11条に基づき、その役員選挙について規定する。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員の選挙にあたっては、理事会が代議員の中から選出した選挙管理委員からなる選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会の委員長は、理事会の承認を得て、理事長が委員の中から委嘱する。
- 3 本委員会は、全ての事務手続きが完了したのち解散する。なお、本委員会事務局は学会事務局内に置き、事務手続き等の処理は、委員長の命によって事務局が担当する。

(選挙人及び被選挙人)

第3条 役員選挙の選挙人、被選挙人は、前年度より引き続き正会員であることを資格要件とする。ただし、前年度の年会費を納入していない者はその資格を失う。

- 2 会員歴2年に満たない代議員は、理事となることができない。

(代議員)

第4条 代議員は、正会員数の10%以内とし正会員の互選（10名以内連記の投票）により選出する。

(理事、理事長)

第5条 理事選挙は4年に1度実施する。

- 2 理事は、20名以内とし、そのうち18名以内については、代議員の互選（10名以内連記の投票）により選出する。
- 3 理事長は、第2項により選ばれた理事の互選により選出する。
- 4 理事長は、第2項により選ばれた理事会の承認を得て、2名を限度に代議員の中から理事を委嘱することができる。
- 5 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、総務・財務委員長が、その職務を代行する。

(常任理事)

第6条 常任理事は、理事の中から理事長の推薦及び理事会の承認を得て選定される。

(監事)

第7条 監事は代議員の中から総会の承認を得て選任される。

(投票と開票)

第8条 投票は、すべて無記名とする。

2 代議員選挙は、被選挙権を有する全ての正会員を対象とした投票によって行われる。

3 選挙は、電磁的なシステムをもって行なう。

4 記名方法は、以下のとおりとする。

(1) 代議員及び理事の投票は、10名以内の連記投票とする。

(2) 理事長の投票は1名以内に投票する。

第9条 投票の効力は選挙管理委員会の決定による。

(投票の判定)

第10条 委員長は、代議員及び理事選挙期日満了後1週間以内に選挙管理委員会を開催して開票作業を行い、定款11条および22条に定める定員に基づいて、それぞれ得票順に当選者を決定する。なお、得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が抽選により当選者を決定する。

2 役員候補者となった者は、通知後7日以内に、候補者辞退届を選挙管理委員会に提出して、候補者を辞退することができる。

(当選者の確定)

第11条 委員長は、投票結果を確認したのち、各候補者の得票数その他必要な事項を付して、当選者を理事長に報告する。

(当選者の告示)

第12条 委員長は選挙結果を理事会、代議員会、通常総会に報告する。理事長はこれを受けて就任許諾の手続きを行い、委嘱状を交付すると共に、氏名を機関紙に告示する。

(疑義の処理)

第13条 本規定に定めのない事項、若しくは選挙に関する疑義は、委員長が理事会に諮ってこれを処理する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

平成26年7月1日制定
令和4年12月21日改定